

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

八ノ地獄亭(十一)

ソカヒ 万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

171

大政官
務次典房
官審審長長
備書文会管総
人電厚計
参調析企
長領移
長

電信写

総番号(TA) 50103 主管
69年11月4日 22時45分 米 国 発 着
69年11月5日 12時54分 本 省 着

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第3496号 略 大至急

4日バード上院議員(軍事委員。民主。ヴァージニア出身)はオキナワ返かんについての取極は上院の承認を求むべきであるとの法律案を国務省等の予算案に対する修正案として提出した趣である。

本件については法律案入手次第追電すべきもAPワイーリス記者が本使に語るころによれば。万一本件修正案が議会通过した場合にもオキナワ返かんに関する取極は結局上院外交委員会で先ず審議されることになり。同委員会はフルブライト、マンسفールド等のオキナワ返かんに同情的な議員が多いから実質的には事態は特に悪化したものとは思われない。むしろ。軍事委員会のタカ派のオキナワ返かんに対する攻撃をけるためにかえって好都合であるかも知れないと語っていた。

本件については詳細判明次第更に追電すべきもとりあえず。

(3)

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
長 次総経国万
長 参貿統
参政技二
長 参政技二
余 国一理
長 参協規
長 参政経科
長 参社專
長 参道内外
長 一二

北秋原

ソカヒ 万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

397

大政官
務次典房
官審審長長
備書文会管総
人電厚計
参調析企
長領移
長

電信写

総番号(TA) 50233 主管
69年11月5日 18時35分 米 子 発 着
69年11月6日 09時11分 本 省 着

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (米議会審議)

第3498号 極秘 大至急

往電第3496号に關し

5日マイク・マサオカより本使に対し次のとおり連絡あつた。

1. その後本件 AMENDMENT は別電第3499号の文言から別電第3500号の文言に修文され。上院本会議において審議された。

行政府を代弁してグリフィン、スコット等が本決議を単に TABLE しておくべきことを提案したが、この動議は24対54で敗れ、次いで国務、商務、法務省予算案の AMENDMENT として通過すべきかどうかについて採決したところ、63対14の圧倒的多数で前記別電第3500号が採決された。反対者の主なものはマンسفールド、グリフィン、スコット、ケネディ、賛成者主なものはステニス、フルブライト、マツクレラン等。

2. 本件上院通過については多分に大統領ないし行政府に対するいやがらせの感情が動いたものと見られ、例えばス

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
長 次総経国万
長 参貿統
参政技二
長 参政技二
余 国一理
長 参協規
長 参政経科
長 参社專
長 参道内外
長 一二

北秋原

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ミス議員（メイン州）はせん維及びくつの輸出規制が進ちよくしないことを非難した。またトーマ氏の議員に対する手紙も多分に影響あつたように思われる。

3. 本件 AMENDMENT 通過に対し国務省は必ずしも活ばつに動いておらず、わずかグリフィンが国務省の立場から反対演説した。なお、マンズフィールド議員はかたわらからかなりよくやつてくれた。

（当館注：この種上院決議（SENSE OF THE SENATE）としては最近では対外約束に関する上院決議、外国政府承認に関する決議等があるが、何れも行政府の専かん事項である外交に対する議会の政治的、道義的見解の表明であり、政治的、道義的この東力があるにとどまり、法理論的には何らこの東力を有するものでないことは確立された見解とされている。なお、SENSE OF CONGRESS を SENSE OF SENATE としたことについては格別な意義がなく、下院ないし上下同合委員会においても、SENSE OF SENATE を修正することは可能である由）。

(3)

- 2 -

外務省

万博

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

63

大蔵省
外務省
文部省
逓信省
農林省
商工省
労働省
衛生省
建設省
防衛省
自治省
法制局
文書室
調査室
議事録
秘書課
庶務課
広報課
情報課
調査課
企画課
総務課
経理課
施設課
警備課
文書課
印刷課
庶務課
庶務課
庶務課

総番号 (TA) 50225
69年11月5日 18時35分
69年11月6日 08時46分

米 国 省 署
米 北 1

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄問題 (米議会審議)

73499号 平 大豆急

IT IS THE SENSE OF THE CONGRESS THAT THE PRESIDENT SHALL NOT ENTER INTO ANY AGREEMENT OR UNDERSTANDING, THE EFFECT OF WHICH WOULD BE TO CHANGE THE STATUS OF ANY TERRITORY REFERRED TO IN ARTICLE 3 OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, WITHOUT THE ADVICE AND CONSENT OF THE SENATE.

(3)

外務省

万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務省
 次次典房
 臣官官審審長長
 儀書文会管給

総人電厚計
 参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北西
 米 参北北保
 中南
 参一
 参西東洋
 西東

近ア 参審近ア
 長 次総経国万
 長 参質統国
 長 参政技二
 長 参国一理
 参参協規
 参政経科
 長 軍社専
 長 参道内外
 文 長 一一

総番号(TA) 50226
 69年11月5日18時40分 米 国 主管
 69年11月6日08時47分 本 省 着 米北1
 外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄問題(米議会審議)

ネ3500号 平 大至急

IT IS THE SENSE OF THE SENATE THAT ANY AGREEMENT OR
 UNDERSTANDING ENTERED INTO BY THE PRESIDENT TO
 CHANGE THE STATUS OF ANY TERRITORY REFERRED TO IN
 ARTICLE 3 OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN SHALL
 NOT TAKE EFFECT WITHOUT THE ADVICE AND CONSENT
 OF THE SENATE.

(3)

外務省

万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務省
 次次典房
 臣官官審審長長
 儀書文会管給

総人電厚計
 参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北西
 米 参北北保
 中南
 参一
 参西東洋
 西東

近ア 参審近ア
 長 次総経国万
 長 参質統国
 長 参政技二
 長 参国一理
 参参協規
 参政経科
 長 軍社専
 長 参道内外
 文 長 一一

総番号(TA) 50224
 69年11月5日18時30分 米 国 主管
 69年11月6日08時46分 本 省 着 米北1
 外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題

第3501号 極秘 大至急

往電第3496号に關し

日本件に關し本使よりフィンに善後処置につき照会した
 ところ、フィンは別電第3502号の如き文書をグリフィン
 議員に渡し反对方願っておいたが、その後残念ながら上
 院の大多数が賛成しAMENDMENTが通過してしまつた。
 早速議会がかり(TORBERG大使、PRENTICE)と連絡し如何なる措置をとるべきか協議の上当方にも
 お伝えしたいと述べた。

なお、フィンはとりあえずの見解として、オキナワ返かん
 協定は今朝程は60%位上院の批准を要することとなるか
 もしれないと考えていたところ、本AMENDMENTの
 上院通過により75%は条約形式にしなければならぬこと
 になる公算が出てきたかもしれないと付言していた。

(3)

外務省

極秘 158

万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政電外務官

電信写

370

事務典房
次官審長長
秘書文會管給
総人電厚計

国資長
領移長
参調析企
参領旅移

参地中東
北東西
参北北保
中南審
歌
参西東洋
西東

近参審近ア
長経次総経国万
長経協長参
参協規
長国参政経科
長情長文長
軍社専
参道内外
一二

総番号(TA) 50236
69年11月5日18時30分 米国 主管
69年11月6日09時11分 本省 猪着 米比1

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

沖繩返還問題

才3502号 平 大至急
往電才3501号 別電

(以下別紙英文)

DRAFT STATEMENT FOR SENATOR GRIFFIN CONCERNING SENATOR BYRD'S
PROPOSED RIDER TO THE STATE-JUSTICE-COMMERCE APPROPRIATIONS BILL

MR. PRESIDENT,

I FULLY UNDERSTAND THE REASONS WHICH PROMPTED THE SENIOR
SENATOR FROM VIRGINIA TO PROPOSE THIS AMENDMENT. HOWEVER,
I DO BELIEVE THAT IT WOULD BE PREMATURE FOR THE CONGRESS TO
GO ON RECORD AT THIS TIME ON THIS PARTICULAR QUESTION.

I HAVE RECEIVED ASSURANCES AS RECENTLY AS THIS MORNING
FROM BOTH THE WHITE HOUSE AND THE STATE DEPARTMENT THAT THE
CONGRESS WILL BE CONSULTED FULLY AS TO THE FORM WHICH THE
OKINAWA AGREEMENT WILL TAKE. I HAVE ALSO BEEN ASSURED THAT
ANY ANNOUNCEMENT WHICH MAY TAKE PLACE AT THE CONCLUSION OF
PRIME MINISTER SATO'S VISIT WILL MAKE IT CLEAR THAT ANY
UNDERSTANDING CONCERNING OKINAWA WILL BE SUBJECT TO THE
NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT.

ANOTHER FACT IS IMPORTANT HERE. THE EXACT NATURE AND EXTENT
OF ANY U.S. - JAPANESE AGREEMENT CONCERNING OKINAWA HAS
YET TO BE NEGOTIATED. AS A MATTER OF FACT IT IS NOT YET
CERTAIN THAT THERE WILL BE AN AGREEMENT. ALTHOUGH SUBSTANTIAL
PROGRESS HAS BEEN MADE IN PRELIMINARY NEGOTIATIONS, THERE ARE
STILL POINTS WHICH REMAIN AT ISSUE. MANY DETAILS REMAIN TO
BE WORKED OUT. UNTIL SUCH DETAILS ARE COMPLETE, WE CANNOT

B

BE CERTAIN JUST WHAT THE APPROPRIATE FORM SHOULD BE FOR SUCH
AN AGREEMENT.

FOR THESE REASONS, IT SEEMS TO ME UNWISE AND PREMATURE
TO ADOPT AN AMENDMENT SUCH AS THAT PROPOSED BY THE SENATOR
FROM VIRGINIA. FOR THE EFFECT OF HIS AMENDMENT WOULD BE TO
TAKE THE POSITION NOW, BEFORE ALL APPROPRIATE INFORMATION
IS AVAILABLE, THAT THE AGREEMENT, WHATEVER ITS CONTENT, SHOULD
BE SUBMITTED AS A TREATY.

EVEN THOUGH MANY OF US MIGHT ULTIMATELY DECIDE THAT THE
AGREEMENT, WHICH MAY EMERGE, SHOULD BE SUBMITTED TO THE SENATE
AS A TREATY, IT DOES SEEM TO ME THAT IT WOULD BE BEST WERE
THE SENATOR FROM VIRGINIA TO WITHDRAW OR DEFER HIS AMENDMENT.
SINCE WE HAVE RECEIVED ASSURANCES FROM BOTH THE STATE DEPARTMENT
AND THE WHITE HOUSE THAT WE WILL BE FULLY CONSULTED AS TO THE
FORM WHICH ANY SUCH AGREEMENT SHOULD TAKE, I BELIEVE THE
AMENDMENT IS BOTH UNNECESSARY AND UNWISE AT THIS TIME. IF
AFTER FULL CONSULTATIONS WITH THE CONGRESS HAVE TAKEN PLACE,
THE SENATOR THEN FEELS IT NECESSARY TO SUBMIT A SIMILAR AMEND-
MENT OR RESOLUTION, WE COULD WELL TAKE THE MATTER UP AT THAT TIME.

-3- (5)

秘
無期限

七
号

問 ハート上院議員提案の「沖縄返還」についての所見は

上院の承認を以てし、この法律案は、同案の修正案

修正案が上院に通過したが、右案は、沖縄

返還問題に如何なる影響を及ぼすか。

外務省

答 一 これはともとも米国内部の問題であり、

米国の行政府としては、向うせず、沖縄返還の関し

議会の要人の了解を以てし、必要か否かと思わす

ので、今回のハート議員の修正案が上院に通過した

ことで沖縄返還交渉が不利に及ぶことは言えない

一 本件修正案の通過は、むしろ、沖縄問題につき

上院が大なる関心と注意を払っていることの結果

外務省

であるといふよう。

三、何れにせよ、今次総理訪米及び総理・ニラソン大統領

会談に引続くコミニエーション発表には直接の関係はない。

四

今度の訪米は歴史的に重要なことである。アメリカ側も

仲居の側面から見ると、この訪問は、

総理訪米のついでに、我が国が一方の主要親

友として、期待されることである。甘んじて受け入れる。

秘
まで

事務次官 官房長
官房総務参事官 書記官
アメリカ局長 参事官 釘野
北米一課長 安全保障課長

大臣記者懇談要旨 (11月6日)

報道課長

(1) バンド交渉について

これはよいニュースではない。その法律的文義は

とわかく、政治的には米議会が沖繩問題に深刻な

関心を持ちはじめたことを意味し、今後の交渉に困難

を加えたことは否めない。私は、これは何でもない

というような安易な受け取り方を排し、いよいよふんじ

アメリカ局長 参事官 釘野
北米一課長 安全保障課長
南米一課長
11月6日 紙 配布済

をしてもおこななければならぬとの警鐘として受け取

っている。我々は余り米議会に工作をすればかえ

て刺激し、逆効果にたつかも知れないとの判断から今ま

での交渉は国務省一本でやってきたが、国務省としても

ショックをうけたであろう。しかし、日本側に申し込ん

だとの気持ちから今後国務省が対議会工作を一生懸命

やるようにたつのではないか。

繊維問題を沖繩問題にひっかけようというこれが米

議の動機の一つであったとは思わない。沖繩の当向

氏らの復帰絶対反対との議員あて書簡は影響を与えた

かも知れない。さらに交渉が日本側のペースで来

たことに対する反感のあらわれとも見られよう。これは
ある程度予想されたことである。

(2) 緘錐問題
(質内に応じ)

米が緘錐問題を多数回開会議で取り上げてよい
というふうに変更がある²報告を下田大使から
聞いている。

(3) 国防会議懇談会

あすの国防会議懇談会で何を取り上げるかについては
まだブリーフされていない。私は席上国防は政府が
責任を負う最も大きな問題であり、国防会議をもっと
頻りに開くべきだとの持論を再び述べた。

(4) ブンチャオ・タイ経済相の来日

ブンチャオとの会談に就けば、米の問題を少し分話し
た。ブンチャオは日本にとっては百ドルの米を安くか
買わないかは大さな問題ではないかも知れないが、タイ
にとっては大きな問題である、と強調していた。ブン
チャオはなかなか鋭い頭脳を持ち主であり、あちからの国際
レベル会議でも頑張るだろう。

一般情報 44.11.6 (No.254)

○パード提案可決について
これは次第に米国の議会その他でオキナワ返かんに関心が強まってきた現われてないかと思われる。どうなつてくると返かんの問題自体終つた終つたと言つて100%われわれが手ばなしでらつ顧してもしられないのではないかという印象を多ける。
しかし事務的にはコミュニケには関係ないことで、総理訪米で出るのはコミュニケなのだから、そういう意味で総理訪米やコミュニケには関係はないだろう。

取柄注意

大塚 下田
局長 下田 代理 下田 代理
局長 下田 代理 下田 代理
局長 下田 代理 下田 代理
(上院決議は21107)
沖縄返還問題に関する内閣府の見解
44.11.7
牛北一
有7日有文 在米大使館の送付に
の見解 (有内閣府電報)を記録
高野に供する。
要旨: 本件決議は対日交渉の進展
に有利な影響を及ぼす。米
政府の意向は、
協定の上記提案 ^{の要示は内閣府/} 決定
は大きな要因と見らる。

① 在米大使館
② 内閣府
③ 小松政務官

The Department of State is still studying ^{the} Senate Resolution and its implications. Our initial view is that Senate action will not affect the U. S. position on Okinawa reversion or on any negotiations we may enter into with Japan on reversion. The Senate action will not affect the Sato visit in any way. However, this Resolution, which was passed by a large majority, will obviously be a very important factor in determining United States Government internal procedures in approving any agreement -- i.e. it will create a presumption in favor of submitting an agreement to the Senate for its advice and consent. The fact that it was submitted to the Senate would not require that an agreement be called a treaty. The form of government approval for an agreement followed by Japan would, of course, be a matter for decision by the Government of Japan.

ソカヒ 万博

大臣官務外外係官
事務次長
大臣官務審議長
秘書長
総務課長
企画課長
調査課長
情報課長
渉外課長
領事課長

中東
北西
北北保
参一
西東

近ア
参書近ア
経国万
国一理
参政協
参政協
参政経科
軍社専
参政外
文長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

517

電信写

総番号(TA) 50623
 69年11月6日 23時00分 米 国 発着
 69年11月7日 13時09分 本 省 着

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

パーFAMENDMENT

第3560号 略 至急

本件につき本使のちよう取した2、3の関心ある方面の意見次のおり、何ら御参考まで。

1. HILLINGS及びSOLDER (ニクソンに近い弁護し)

今回の決議はブリッカー・アmendメント以来の外交問題に関する上院と大統領との間の権限争いの続きで、それ自身は何もおどろくにあたらないが、オキナワ問題がこうした形で議会方面できやくこうをあびて来たことは将来、本件を米議会で審議する際一筋なわて行かないことがあり得るかもしれないことを示している。

2. トリザイス

オキナワ返かん問題それ自身は米議員にはあまり関心ない問題と思われる。その意味で返かん協定が条約方式の形式をとる方がかえつてよいかもしれない。問題はむしろ日米間の経済関係との関連でこの機会にいやがらせをしてやろうという議員(スミス、コットン、サーモンド等)がこれに

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

便乗したことであり、かれらは今後も事ある毎にこの種のいやがらせを続けるであろう。

3. ハローラン

本件は単なる法律問題のみならず、国内政治及び経済問題と関連し、今後の米議会の動向を示さるものと思う。国内政治問題についてはスペイン基地問題、サイミングトン小委員会、ラオス出兵問題等一連の行政府が議会にはからずして外交政策を遂行してゆくことに対するけん制を今後益々強化してゆこうということ、ニクソン大統領は単にオキナワということに限らず、今後相当く労することとなる。

経済問題については御承知のとおり、オキナワ返かんは結構であるが、代償なり反対給付を行政府は日本から十分とつたのかと今後2年間に条約審議の段階を通じ、日本の貿易、投資の自由化やせん維、鉄こうの規制問題等について米議会が行政府のなまぬるさをしぼりあげるぞというにらみをかす意味があると思う。なお参YRD自身もオキナワ返かんそのものには反対でないと思う。往電第3499号の原案がマンسفイールドの提案で往電第3500号になつたことにより、かれもホットしていた模様で、とにかく大統領に対しては返かん取極は交渉して差支えない、ただしその後の上院のADVICE AND CONCE

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

NTは要りますよということを強調したかつらしい。(なお、6日BYRDはWTOPテレビ会見で今回の決議案提出の動機は平和条約第3条により規定された領土をオガサワラの如く上院の承認なくして返かんしたような事例の再発を防ぐこと、オキナワは極東の重要基地であるのに自国をも十分に防衛できない日本に無条件に返かんすることは不可であることを説明した上、ただし大統領がサトウ総理と本件につき交渉し協定を結ぶことはさまたげる積りはないと述べていた。)

-3-

(3)

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ソカ
ヒ
万
大政事外務省
事務次長
典房
官官官審審長長
係文文会会給
総人電厚計
参調折企
参領旅移
領移長

総番号(TA) 50674
69年 月 7日 17時 5分 米 国 省 管
69年 11月 8日 10時 8分 本 省 管 米 世
外務大臣 豊 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(ペード修正案)

第3577号 平 至急

往電第3560号に関し

6日の国務省定例記者会見においてオキナワ返かんは平和条約第3条の修正を意味するかの質問が提起された。

7日国務省報道官代理は定例会見において同省法律局とも協議したと前置して別電の回答を発表した。

(3)

外務省

ア 参地中東
長 北 東 西
米 参北北保
南 参一二
参西東洋
西 東
近 参審近ア
長 次総経国万
長 参買統国
経 参政技二
協 国一理
長 参条協規
国 参政経科
長 参社専
長 参道内外
文 長 一二



万
傳

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

114

大政事外外務省

電信写

- 事務 典房
- 次官 審察長
- 官 審察長
- 儀 文會 當給
- 人電厚計
- 参調析企
- 参領旅移

- 参地中東
- 参北北
- 参南
- 参西東洋
- 参西

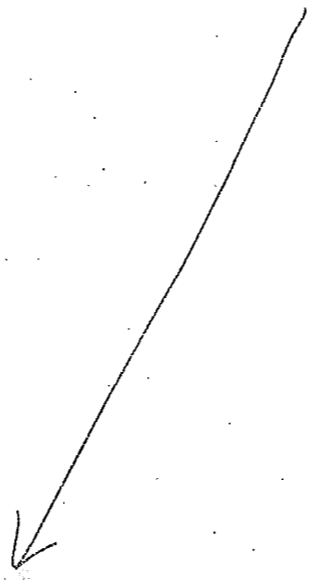
- 参審近ア
- 次總經國
- 参實統
- 参政技二
- 参条協規
- 参政経科
- 参道内外

総番号 (T.A) 5-0675 主管
 69年 11月 7日 19時 15分 米 国 着 米比1
 69年 11月 8日 10時 10分 本 省 着

外務大臣殿 吉野 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

沖繩内題 (パート修正案)

才3578号 平 急
 往電才3577号別紙
 (以下別紙英文)



1
4

THE REVERSION OF OKINAWA TO THE ADMINISTRATIVE AUTHORITY AND JURISDICTION OF JAPAN WOULD OBVIOUSLY EFFECT A CHANGE IN THE PRESENT STATUS OF OKINAWA AS PROVIDED FOR UNDER THE TREATY. HOWEVER, THE FACT OF JAPAN'S RESIDUAL SOVEREIGNTY WAS MADE CLEAR BY MR. DULLES AT SAN FRANCISCO CONFERENCE, AND THE TREATY DOES RECOGNIZE THAT U.S. ADMINISTRATION WAS NOT INTENDED TO BE PERMANENT.

QUESTION OF WHETHER, IN VIEW OF THESE FACTS, REVERSION WOULD MOST APPROPRIATELY BE DESCRIBED AS A REVISION OF THE PEACE TREATY AND THE QUESTION OF THE FORM WHICH CONGRESSIONAL PARTICIPATION IN ANY DECISIONS ABOUT OKINAWA OUGHT TO TAKE ARE OBVIOUSLY RELATED.

(3)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

。日本返かんの大義名分ははつきりするばかりで。そんな
 ばかなことは米議会にいてもアイデアだおれであることは
 知っている。

(了)

- 3 -

外務省

極秘

ソカヒ 万傳

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政外外
 務次典房
 官官審審長長
 儀参文会管給

参人電厚計
 参調析企
 参領旅移

参地中東
 長北東西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 長西東

参参近ア
 次総経國万

参買統
 参政技二
 國一理

参参協親
 参政経科
 軍社専
 参請内外
 一二

総番号(TA) 50970
 69年11月10日20時10分 米 国 主管
 69年11月11日10時29分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉(パード決議)

第3605号 極秘

タナカ大使より

10日ブラウン大使の述べたところ次の通り。

BYRD決議の動きは國務省として予期していなかつたし、また現在の政情では國務省として強くてい抗することもできず、結局原案の字く修正がやつとであつた。國務省は法律の見解を発表したが(往電第3578号)今後議会对してはこの趣旨で國務省の立場を説明する。現在の議会のふん困気では返かん協定は上院の承認を必要とする公算が強くなつたが、何れにしても将来の問題であり、返かん協定もこれから交渉して見て行政協定として取扱いうる内容のものとなるかどうかの点とにらみあわせ情勢の推移を見て種々対策を考究中である。

(了)

外務省

極秘

特

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 天政事外外備官
- 務次典房
- 自官審察長
- 備審文会管総
- 総人電厚計
- 参調析企
- 参領移
- 参領移
- 参中東
- 参北西
- 参北保
- 参一二
- 参西東洋
- 参西京
- 参近ア
- 次総経国万
- 参貿統
- 参政技二
- 参国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 参社専
- 参道内外
- 一二

総番号(TA) 57366
 69年 11月 12日 20時 00分 米 国 主 管
 69年 11月 13日 10時 47分 本 省 発 着 米 局 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3643号 特秘 至急

タナカ大使より、
 12日国務省議会担当次官補TORBERTはパード決議の取扱につき次の通り内話した。
 本件は行政の議会との関係という歴史的はい景の下に特に最近外交問題につき議会が行政をCHECKしようとする傾向と返かん反対派の動きにたんを発したものであるが、現在のところ、政府としてはオキナワ返かん協定につき上院の批准を求めるか否か決めていない。何分にも未だ時日もあり、この間の情勢の推移を見て何れかに決定されるであろう。しかし自分は個人的意見としては批准を求める方がよいと考えている。政府がこれを行政協定としてかた付けるとの立場をとる場合単に日米関係のみならず、外交政策一般につき議会の行政いじめが起ると思われ、一度行政協定とするとの態度をとり、その後議会の圧力にくつすることにもなれば目もあてられぬこととなる。重要問題でもあり、議会の批准を了せば後にしこりを残さない

外務省

特

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

し、また議会にかければ論議の過程において時には激しい論議が出るかも知れないが、結局通ると判断している。(WITHOUT SERIOUS DIFFICULTIES) 上院議員100名の内反対が20名位あるかと思う。賛成、反対の80対20の内双方の内10名位は中途で態度が変わることもありうる。何れにしても現在のところ態度を決めていないが、議会に提出するとすれば、事前の了解工作等十分準備をして見直しを立てて臨むこととなる。

-2-

外務省

ノカビ
万博

大政厚計
事務次長
大臣官舎審長
文會營給
人電厚計
参調析企
参領旅移

参地中東
長北東西
参北北保
中南審
参西東洋
西東
参書近ア
次総経国万
参貿統
参政技二
国一選
参条協規
参政経科
軍社專
参道内外
二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 57596
 69年 11月 13日 19時 25分 米 国 主管
 69年 11月 14日 09時 54分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

パード上院議員とのこん談

第366/号 極秘 至急(ゆう先処理)

13日木内はパード上院議員とこん談したが、その概要次の通りの趣。

木内より一面トップにパード決議案の可決を報ずる11月6日付ゆう刊邦字紙で写真入りのものを提示。この通り貴議員は目下本邦で最もポピュラーな上院議員なる旨述べたところ。先方は新聞を手にしてすつかり相好をくずしつ。最もアンポピュラーだろうと述べた。

当方から主として日本側から見たオキナワ問題につき説明。すなわち、5月以来のパード発言をみても基本的には反共であり、自由じん営を守るべきことで日本政府の見解とはなんら相違がない。ただ貴議員の場合はストリートではなはだは切れがよいのに反し、日本側には種々の国内事情があり、カテゴリーカルでなく、あいまい、かつ末しよ的であり、アプローチに相当のけんかくはあつても、期するところは同じである。核ゆき、本土なみも結局は日本的表現形態で、友邦米國との終局的目的には変りはない。なる

極秘
47

松尾

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ほどおくばにものをはさまつた形で戦後20年間の日本とはがゆい歩みばかりであつた。しかしそのやく進振りは大変なもので、今後アジアの安定勢力としてじゆう分寄与できるところまで来た。今次コミュニケでも貴議員としては種々納得できない側面もあろうが、10年後の日本はどくなるかということ。すなわち、先きの結果を考慮してもらえば間違いはないと思うと説明した。

先方は、日本に対してなんらふくむところはなく、ただ行政府の独走をけん制することが今次決議案のねらいであり、國務省はどうも上院をかろくあしらいがちであると不満を表明し、また、米國はどうしても引きしおであることをアジア諸國は認識すべきであり、そのギャップを日本にうめてもらいたいとして日本の自主防衛努力はどうかとしきりに質問した。当方より日本の經濟協力は10年後には50億ドル以上になるべく、その過程において防衛側面がないがしろにされるはずもなく、オキナワの解決にともない、日本國民の國際的自信が回復するにつれて着実にのびるであろうと説明した(先方は上記数字等にかなりおどろいたもようで、念をおしていた)。

最後に先方は、自分はサトウ總理をそんけいしており、今次訪米が有意義であることを期待していると述べ、当方よ

— 2 —

極秘

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

り。これまで外交委の方とは種々接触はあつたが、この機会に軍事委とも連絡を持ちたいと述べたのに対し、パ議員は今後大いに自分を利用してほしいと述べた。

(了)

ソカヒ 万博
 大政事外外備官
 事務 典房
 次官直轄審長長
 係書文会當給
 総人電厚品
 園資長 参調折企
 領移長 参領旅移
 ア(陸地)中東
 長 北東西
 米長 参北北保
 中南 参一二
 歐 参西東洋
 長 西東
 近ア 参審近ア
 経 参統 国
 経 参政技二 国一理
 協 参協規
 園 参政経科
 長 専社専
 情 参道内外
 文 長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

262

電信写

総番号(TA) 51648
 69年 月 13日 23時 10分 米 国 発 着
 69年 11月 14日 13時 18分 本 省 着 米紙
 主管
 外務大臣 閣下 田(大) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (米紙社説)

第3683号 平 至急

13日付イブニングスター紙は「オキナワと上院」と題する社説を掲載し、バード決議に言及し、上院は外交において然るべき役割を果たすことはあつても、サトウ総理訪米直前にかかる決議をすることはかえつて重要な問題をけい視していることになる」と論じている(切りぬき空送する)。

1. バード決議のタイミングは非常に悪かつた。日米当局者は6か月もかかつて交渉を重ねてきたし、サトウ総理の訪米は来週にせまつている。

2. オキナワは太平洋防衛体制上の中心であり、核基地としてのオキナワを失うことはSERIOUSではあるが、FATALなものではない。然しこの際重要なことは軍事的考慮ではなくて、政治的配慮である。安保条約は明年6月に最初の期限を迎えるが、オキナワ問題の解決なくして総理が帰国することになれば、安保条約の将来に暗影をなげかけるとともに、しん米政権がが解することもほぼ確実であろう。

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 上院は日本から経済通商上のじよう歩をとりつけることをねらつているのかも知れないが、経済問題はより重要な政治問題と別個に取扱われべきものである。日米関係の将来は自動車とか、せん維問題よりはるかに重要であり、日本におんげんな安定政権が存在することは、米国のみならず、極東諸国にとつてもESSENTIALなことである。

(了)

— 2 —

外務省